

大阪市長の労働組合敵視に対する連合大阪法曹団声明

1 橋下市長の施政方針

橋下市長は、2011年12月28日の施政方針演説において「公務員、公務員の組合をのさばらしておくとな国が破綻する、組合を是正、改善して行く」と述べ、大阪市労連など大阪市関連の労働組合に対する組合事務所退去要求、便宜供与の全面禁止を公言し、労働組合活動に干渉し、妨害する姿勢を宣言した。

2012年2月9日、橋下市長は業務命令として大阪市職員に対するアンケート調査を行い、組合活動歴、政治家に対する応援活動などに対する回答を強制した。しかし、これらはプライバシーに属するものであり、回答を強制することは憲法に保障された思想信条の自由を侵害する。労働組合を敵視していることが明らかな市長の業務命令は組合員を萎縮させるもので、労働組合運営に対する支配介入の不当労働行為である。2月22日、大阪府労働委員会は実効確保の措置として調査の差し控えを勧告したが、労働委員会の本旨にかなった処置である。

また、2月22日、大阪市が大量の職員のメールを極秘に調査していることが発覚した。職場の相互不信を煽る不当な行為といわなければならない。

橋下市長の言動には、法規にたいする誤解と論理の飛躍、すり替えが混在し、適法な労働組合活動に対し不当な非難を続けている。一連の橋下市長の言動は大阪市における労使関係を破壊するに止まらず、日本の社会を支えている重要なインフラである健全な労使関係を危うくするものである。

2 公務員の労働基本権

労働組合の本来の目的は労働諸条件の向上であり、そのため必要な政治・政策要求活動は正当な組合活動として保護される。労働組合が目的実現のためその機関で政治活動方針を決定し、決定された方針に基づき活動することが正当であることは論をまたない。

公務員として働く職員が、民間企業で働く労働者と同じく憲法28条の「勤労者」にあたり労働基本権が保障されていることは最高裁においても承認されている。

橋下市長は、公の施設内での政治活動はあってはならないと発言したと報道されているが、政治活動がどの範囲の行為を指しているのか不明である。地方公務員法36条は一般職非現業の地方公務員の一定の政治的行為に制限を加えるが、全ての政治的活動を禁止するものではない。そして、地方公営企業職員・現業職員は地方公務員法36条の適用を受けない。

3 大阪市労連及び加盟単組による政治活動について

労働組合は労働条件の維持向上を目的とする団体であり、その目的に沿う政治的活動を行うことは、良好な労働環境を整備していくために当然の権利である。

労働組合が組織として政治的活動方針を決定し、これを組織内に周知させ、また対外的に公表することは何らの制約を受けず、公務員の労働組合であっても同様である。地公法36条は労働組合とは何ら関係がない。

にもかかわらず、橋下市長は、大阪市労連傘下の労働組合が政治的活動を行ったこと自体が違法ないし不適切であると非難している。労働組合を政治団体と同列に扱うという市長の発言は全く法的根拠を欠いており、法の無知によるか、あるいは殊更に地方公務員及び労働組合を悪役として世論を煽るものである。

4 組合事務所の明渡要求、便宜供与打ち切りについて

我が国では、多数の労働組合事務所は無償使用が当然とされている。ここには何らの法的問題も生じる余地がない。公務員労働組合の場合も全く同様に何ら法的問題はなく、全国的にも無償使用が一般的である。

そして、大阪市労連と加盟単組は、本庁舎内の事務所の賃料は支払い、水道光熱費、通信費等の実費は全額負担している。

橋下市長は、労働組合が政治活動を行ったとして退去を求める旨発言している。しかし、上述のとおり、労働組合が政治的活動を行うこと自体には何ら違法性はない。政治的活動に行き過ぎがあったとしたところで、労働組合事務所の全面退去を求める正当な理由にはならないことは明らかである。

大阪市による一方的な組合事務所明け渡し要求は不当労働行為、すなわち重大な違法行為であり、看過しがたいものである。

5 結語

橋下市長は、任用法規の相違、勤務時間内か時間外か、政治活動か選挙活動かなどを正確に区分することなく、地方公務員労働組合の政治的活動全般が違法、不適正であるかのごとく主張し、正当な権利行使を違法なものであるかのごとく市民に錯覚させようとしている。

現在大阪市中で発生している労働問題、そして橋下市長と大阪維新の会が推進している職員基本条例及び教育基本条例は、労働者全体の労働条件を悪化させ、全ての労働組合活動を萎縮させ、重大な悪影響を及ぼすことになる。

橋下市長は速やかに労働組合敵視をやめ、アンケートを中止し、正常な労使関係を回復すべきである。

以上

2012年2月24日
連合大阪法曹団